

米山梅吉信託協会会長 ラジオ放送全文（1926年4月17日）

わが国で信託制度が実施されたのは大正12年〔1923年〕で、ちょうど大震災の年でした。過ぎたことは忘れやすいのですが、この大震災ばかりはなかなか忘れ難いとともに、われわれはこの信託制度が初めてわが国で実施されたときとして忘れることができないのであります。

もともと地震も、その当時は未曾有の出来事として種々悲惨な有り様を目の前にまざまざと見ましたため、一般に同情心または犠牲的精神を呼び起こしまして、各人とも大いに悔悟したこともあり、または奮発したこともあって、これから後はこうあるべし、こうすべしといういろいろな決心をしたので、この当時の気分さえそのまま永続すれば、社会は完全なものとなるであろうとさえ思われましたが、人間の愚かさ、わがまま勝手のため、時がたつに従って、いつのまにか当時の感じが段々消えて行きつつあるのはいかにも残念なことでありますが、少なくともこの地震について、人間のことは朝（あした）に夕べを測り難いという非常な苦験が、たまたま信託の必要を認めさせましたことは争われない事実であります。

そもそもこの信託ということは、その名が新しいため、世の人はまだ一般に了解しておりませんが、実はこれはごく古い思想に基づくものでありまして、西洋では遠くローマの昔にすでにその萌芽を發し、英米でも早くから行われ、わが国においてもこの觀念は、早くからあったのであります。それはそのはずで、何事によらず人を信じてこれを依頼するという觀念がなくては、到底この社会は成り立たないのでありますが、まして財産上のことにかけては、信用のできる親類なり、友人なり、また他人なりに死後はもちろん生存中のことでも、入り込んだ面倒な問題の始末を依頼しておくということは、自然の人情から来ることであります。

世の中がだんだん複雑になって、財産というものは、昔は金銭以外は不動産くらいに過ぎなかったのが、今日ではそれが種々雑多の形式を取るようになり、これに関する法律上の難しい問題も大変厄介になってきましたので、利害損得の判断さえも容易につかなくなったのであります。その結果、財産というものは、必要ではあるが、場合によってはむしろそれがないほうが面倒もなくてよいというように、財産がかえって苦痛の種となり、金が仇となる不幸な出来事を見ることも少なくないのであります。

われわれの肉体の病気を治すには医術があり、精神上の煩悶を救うには宗教があります

が、さらに法律と関連して複雑〔化〕した経済問題を処置するにあたって、われわれの顧問ともなり、良友ともなるべきものが、すなわちこの信託制度なのであります。

前にも述べたように、信託は決して新しい思想から来たものではないのですが、これを今日の法律の言葉で言い表すと、信託とは、ある時期の間、自分の財産を信頼する他人に委託して、一定の目的に従い管理または処分をさせるということで、そうして自分の財産の保全と利殖とを完全なものとしようということでもあります。

信託の目的を大別して公益信託および私益信託の二つと致します。公益信託とは祭祀、宗教、慈善、学術など、社会公共の利益を目的とする事業を行うための組織でありまして、これは官庁の監督のもとに行われるものであります。私益信託は専ら個人の利益を目的としたものでありまして、未亡人または孤児のような理財の道に暗い人はもちろん、官吏、教師、会社員など、その職務に多忙で、私産の管理運用を顧みるいとまのない人や、あるいは永久にその資産を維持して後世子孫の繁栄を図ろうと思う人などのために利用されるべきものであります。しかしながら私益信託であっても同時にまたこれによって社会に有益な事業の資金を提供する方法ともすることができるのでありまして、例えば育英、救貧等の事業を行おうとするときには、これらの目的のため資金と分配額およびその期間等を、委託者の欲するとおりにしかるべく定めて、これを信託するのであります。

信託をなすにあたっては、まず受託者を選ぶことに最も慎重な考慮を用いなければなりません。すなわち信託期間中は、この受託者自身が、委託された財産の権利者として専らその管理処分を行うのでありますから、今幸いに適当な受託者を得たとしましても、自然人、すなわち個人では誰しも各自の職務がありますから、その委託されたことに専ら当たることができません。それがため往々親切が不親切のようになって、かえって不慮の損失を来すような場合がないと断言することができないのであります。

それでここに受託を営業とする法人すなわち会社が出てきたので、信託会社がすなわちこれなのであります。信託会社は公平誠実な受託者としてその委託された財産を確実に、しかも有利に管理運用して適当な収益をあげ、その中から若干の手数料を差し引いて残額全部を支払うのでありますから、委託者自身で預金をしたりまたは投資を試みたりするよりも、はるかに安全でかつ便利なのであります。

会社組織の信託がいかに個人のそれより勝っているかということについて、次の比較を挙げることが出来ます。

一、個人はいかに英雄豪傑であっても死を免れ得ないが、会社は永久性を有して死という

ことがない。

二、個人はしばしば旅行等でその住所を離れることもあるが、会社は不在だったり旅行するということがない。

三、個人はどうしても自己の意思を交えるものであるが、会社は委託者の意思に従って忠実に行動する。

四、個人は住々善意であっても過失をするが、会社はめったに失策やその他のことで禍いを信託に及ぼすことがない。

五、個人はとかく頼まれたことに専心になれないが、会社は事務をゆるがせにしたり、またはみだりに他人に委せたりしない。

六、個人には病気とか、忙しいとかいう支障が起りやすいが、会社は営業時間中ならば何時でもすぐに面談に応じることができる。

七、個人はつい愛憎の念に駆られやすいのであるが、会社は感情に囚われるということはないし、また策略などを使うということもない。

八、何といても個人ではその経験の範囲は狭いのであるが、会社は経験も広く判断に富み、しかも種々の便宜がある。

九、個人は時には心の平衡を失することがあるが、会社は決して乱心するようなことがない。

十、個人は辛抱しきれなくなったり、また面倒なことは避けたがるものであるが、会社は決して御免をこうむるなどということがない。

さて、信託を利用するにあたって、その信託する財産の元本およびその運用による収益の全部または一部を受け取る受益者は、委託者が自由に定めることができるので、委託者自身はもちろん、妻子でもまたは他人でも構わないし、あるいはまた、まだ生まれていない者を持って来ても差し支えないのであります。

このようにこの信託という制度はその利用の範囲、方法がきわめて広く多いのでありますから、これによっていろいろな便法を講じて将来のために備え置くことができるのであります。例えば自身の生存中は毎年二度宛て分配される収益だけを自分に収めて、元本は自分の欲する者に与えることも、またはその反対に元本は自分のものと定めおき収益だけをその欲する者に与えることも、またさらに元本も収益も何年かの間、据え置きにして、その増殖されたものがある一定の額に達したとき、まとまった金額としてそれぞれ異なった目的に向かって使用される方法を講じることもできるのであります。

複利計算による信託預金の偉大な増殖率は、知らず知らずの間に、最初わずかな元本が後には意外の金額となるのであります、すなわち千円の金でも今仮に年6分の利息として、1年に2回その利息を元金に繰り込む約束にしておくと、100年の後には36万余円の巨額となるわけでありまして、利息が高くなれば高いほどなおこの金額は増していくわけであります。この方法を利用すれば、比較的少額の資金も信託会社に信託しておくことによって、将来社会公共のために大きな事業が、その委託者の名によって完成されることとなるのであります。この方法を実際に利用して、その郷里の学校の資金に充てるため、または図書館建設費のため、その他種々な公益事業の資金にと信託預金をしている人が少なくないのがあります。

その他、海外に出掛けようとするものが、一番気にかかる所の日本に残す財産をことごとく信託会社に託しておけば、その財産は適当に保護されるのでありますから、いささかも後顧の憂がなく安心して旅立ができますし、あるいは他家に嫁入りする娘に与える持参金を、信託預金の形式にして渡しておけば、結婚後この金は目に見えぬ日常生活の間に無意味に浪費されたり、または夫の放漫な生活を助長する資源となったりすることもなく、確実に保護されて、万一不幸が生じた場合の備えともなるのであります。またあるいは友人の残した憐れな孤児のため、これを教養しその他世話をする資金としてある金額を信託しておいて、これによってその補助の方法を確かにすることもできるので、または長年精励した奉公人のために、褒美として後に暇を取るときに渡す資金を信託しておくのもよいことでもあります。

そもそも世の中に何が醜いと言って骨肉の争いほど醜いものはありませんが、この実例は遺産を処分するときにしばしば見受けられるので、争いの骨などと申します。故に自分が丈夫な間に財産分配の方法を講じておくことは、一家の主人として必要なことでもあります。遺言の作成には法律上の形式や手続きになかなか面倒がありまして、とかくその欠点が争いの原因ともなりやすいのでありますから、信託を利用して生前から予めその財産を家族のため、その他やりたいもののために分けておけば、財産分配という一大事業をごく簡単に、しかも明確に行うことができまして、一門の親睦をますます固くする結果となるのであります。

わが国ではまだ法律上遺言執行者としては法人すなわち会社を認めるに至りませんが、このように信託会社は一家の当主の生存中にその意志を受けて、実際においては遺言執行者の役目を行う働きができるのであります、またその死後でも遺言執行者から受託され

ますときには、その遺産の安全確保のために、遺言執行者と協力して遺言者の意思を行うことができるのであります。

またあるいは祖先歴代の回向を永久に伝えるため、一定の金銭を信託してそれより生じる収益の一部を毎年菩提寺に交付し、もって墓所の清掃費および読経供養の費用に充てておくことも、信託活用の一方法でありますし、あるいは学術技芸のため、新発明奨励のため、または名物保存のためなど種々様々な目的のためにその資金を永久にわたって保全することなどが、信託を利用することによって容易に行われるのであります。このようにただ金銭のみに限らず、有価証券でも債権でも、また不動産であってもすべて信託することによって上述のいろいろな目的を達する資源を、確実に有利に取り定めておくこともできるのであります。

さらに信託を活用するものとして、近来唱導されている保険信託があります。

生命保険の必要効能は、ことさらに述べるまでもないことですが、遺族の安穏な生活を保障するため保険に加入しておいても、その保険金の保護について何らかの方法を講じておかなければ、とかく遺族のために苦勞して払い込んだ尊い保険金は、遺族の幸福の資とならないばかりでなく、かえって思わぬ不幸の種となるのを防ぐことができません。わが国では最近の統計によりますと、毎年約 3,600 万円という巨額の金が被保険者の死亡によって保険金受取人の手に払われるということですが、このたくさんの金がいかなる方面に消費されているかを考えますと、実に遺憾に堪えないものがあります。

それならばこの保険金を払い込んだ人の意志を尊重して、無意義の消散を防ぎ、遺族のために真に生計の保障となり、ひいては国家の経済にも貢献するよう、あくまで保険の目的の貫徹を図るにはいかにすべきかという、この保険信託が最良の方法であります。これは保険契約を締結するときに、あるいは契約締結後に、信託会社を保険金受取人と定め、保険金の受領分配より管理、運用、利殖のことまで、信託会社と約束しておくという工夫でありまして、こうしておけば保険契約者は自己の亡き後、遺族が一時に受け取る保険金を濫費することもなく、不心得な親類他人にだまされたり、または経済界の事情に疎いために生ずる間違いを未然に防ぎ、自分が保険に入った目的を後々まで確実にすることができるのであります。

これを要するに信託は経済上最も必要な制度でありまして、その活用がうまくいったときは、居ながらその財産はますます安全・確実にしかも有利に運転するのでありまして、もはや信託というものは今日の経済界になくってはならぬ大切な機関となってきたのであります。

す。そして以上述べてきたいろいろな利用法と種々の便宜とから、信託とはいわば各人の財産の安全地帯をなすものと称してよろしいわけになったのであります。ソクラテスは申ししております。富んで財産を持っているというばかりではその人を偉いと誉めることはできない。その処置が立派にできる人こそ偉いのであると。このように考えるべきことであります。

以上

※旧字・旧かなで記載されていた放送用原稿を新字・新かなに改めるとともに、一部の文語表現を読みやすい形に修正した。